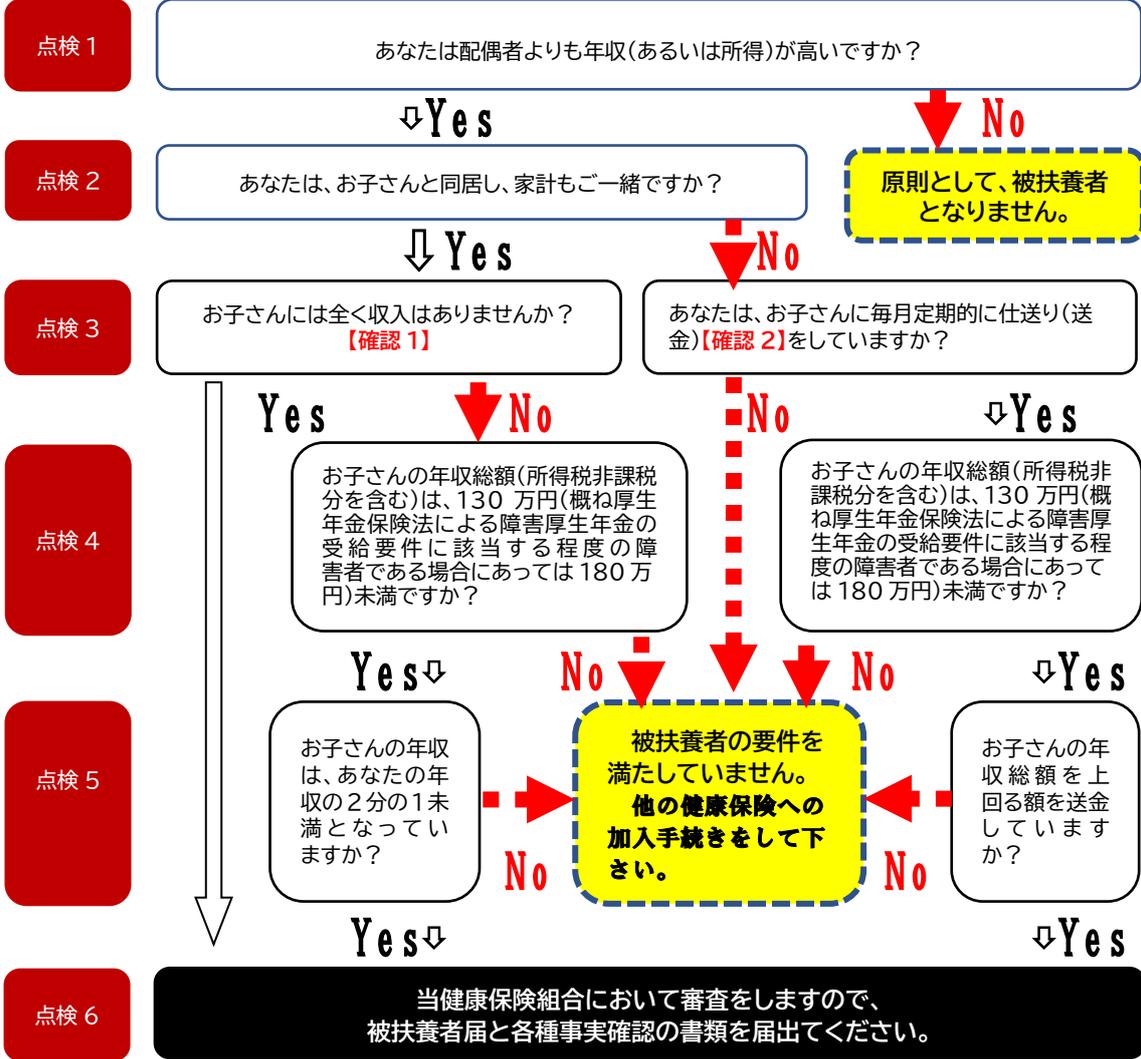


チャート 2②

子(16歳以上)



【確認 1】 満 16 歳以上の子については、就労可能年齢にあるため、収入の確認を行います。

【確認 2】 送金について、別居している子を被扶養者として申請する場合、「被保険者により生計が維持されている」とみなされる条件を満たす必要があります。また、別居後も被保険者からの送金により生計が維持されていることを証明する必要があります(単身赴任による別居を除く)。

なお、送金は被保険者から認定対象者の口座に送金を毎月行なわなければなりません。

少なくとも別居後 6 ヶ月間の送金を証明する書類を添付のうえ申請してください。扶養調査にて「銀行振り込み控え」、「預金通帳等の写し」、「現金書留の控え(写しを含む)」のいずれかを提出していただき、送金の確認をいたします。送金額については、健保組合にお問い合わせください。